

様式 1

時津シーサイドひなみⅡ購入申込書

平成 年 月 日

長崎県土地開発公社理事長 様

〒
購入申込者 住所

(フリガナ)

氏名 ⑩

下記のとおり相違なく提出書類を添えて申し込みます。

購入決定の上は、時津シーサイドひなみⅡ分譲公募要項記載事項を遵守します。

記

申込者	連絡先	自宅			携帯	
	勤務先					
	勤務先所在地					
	電話					
同居人の状況	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	年収(見込)円
	本人					
住宅用地を必要とする理由						
希望する宅地		号区画	面積	m ²	金額	円
建築計画	住居の規模・構造					
	資金計画	土地	自己資金	万円	借入金	万円
		建物	自己資金	万円	借入金	万円
提出書類	個人	○誓約書 ○前年度分所得証明書(給与所得の源泉徴収票(写し)等				
	建売住宅	○宅地建物取引業免許を証する写し				
受付番号		第	号			

様式 2

誓 約 書

私は、時津シーサイドひなみⅡの申込に関して、購入者の資格を満たすとともに下記事項に該当しないことを誓約します。

記

- 1 未成年者
- 2 成年被後見人
- 3 被保佐人
- 4 被補助人
- 5 破産者で復権を得ない者

平成 年 月 日

長崎県土地開発公社理事長 様

購入申込者

住所

氏名

⑩

土地売買契約書

売出人長崎県土地開発公社（以下「甲」という。）と、買受人〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、土地の売買について、次のとおり契約を締結する。

（売買物件及び売買価格）

第1条 甲は、末尾記載の土地（以下「売買物件」という。）を売買価格（以下「代金」という。）金00,000,000円でも乙に売り渡し、乙はこれを買受けた。

（手付金）

第2条 乙は、本契約締結と同時に、解約手付金として金500,000円を甲の指定する手続きにより、甲に納付しなければならない。

2 前項の手付金は、代金に充当することとし、この場合、手付金には利息を付さないものとする。

（代金の納入）

第3条 乙は、第1条の定める代金を甲が別途発行する請求書により、平成 年 月 日までに甲の指定する手続きにより納入するものとする。

（遅延利息）

第4条 甲は、乙が前条に定める納入期限までに代金を納入しないときは、納入期限の翌日から完納の日まで未納代金につき、年利2.7%の割合の遅延利息を徴収するものとする。ただし、天災、事変等により止むを得ないと認められるときは、この限りではない。

（所有権移転の時期）

第5条 売買物件の所有権移転の時期は、乙が代金（前条に定める遅延利息を含む。）の支払いを完了したときとする。

（引渡し）

第6条 売買物件の引き渡しは、前条に定める所有権移転後に甲乙立会いのうえ現状のまま行うものとする。

（所有権移転登記）

第7条 売買物件の所有権移転登記は、第3条に定める代金納入後、甲が行うものとする。なお、登録免許税その他の経費は乙の負担とする。

（土地の権利移転等の制限）

第8条 乙は、公有水面埋立法第27条の規定に基づき、埋立竣功認可の告示の日（平成29年5月19日）から起算して10年間は、本土地について、所有権を移転し、または地上権、質権、使用貸借に係る権利もしくは賃貸借その他の使用および収益を目的

とする権利を設定しようとするときは、長崎県知事の許可を得なければならない。

- 2 乙は、公有水面埋立法第29条の規定に基づき、埋立竣功認可の告示の日（平成29年5月19日）から起算して10年間は、本土地を埋立免許と異なる用途に供しようとするときは、長崎県知事の許可を得なければならない。

（建築工事の着手）

第9条 乙は、売買物件を住宅建設の用に供さなければならない。

- 2 乙は、契約締結日から1年以内に前項の建設工事に着手しなければならない。

（瑕疵担保）

第10条 売買物件の瑕疵については、第5条の定める所有権移転の日から2年以内に乙の申出があった場合、その責任が甲にあると認められたものに限り、甲は補修の義務を負う。

（危険負担）

第11条 この契約締結後は、売買物件が天災その他乙の責に帰することができない事由により滅失し又はき損した場合においても、乙は甲に対し、代金の減額及び損害の賠償を請求しないものとする。

（負担区分）

第12条 売買物件にかかる公租公課で、契約締結日の前日が属する月の翌月以降分は、すべて買受人の負担とする

（関係法令等の遵守）

第13条 乙は、売買物件に建物等を建設する場合は、建築基準法、長崎都市計画地区計画、時津町条例等法令を遵守しなければならない。

（契約の解除）

第14条 甲及び乙は、その相手方が本契約に違反し、期限を定めた履行の催告に応じないときは、本契約を解除することが出来る。

- 2 甲及び乙は、前項の規定による本契約解除に関し損失を受けた場合は、その損失を相手方に請求することが出来る。

（住宅ローンの特約）

第15条 乙が金融機関等から乙に融資される借入金の承認が受けられなかったときは、乙はこの条項を無条件で解除することができる。

- 2 前項に基づく解除権の行使は、平成 年 月 日までとし、翌日以降は適用しないものとする。

- 3 第1項によりこの契約が解除されたときは、甲は、第2条に定める手付金を乙に返還するものとする。この場合、手付金には利息は付けないものとする。

（費用の負担）

第16条 乙は、集会場建設準備金として、金50,000円を甲が別途発行する請求書により、平成 年 月 日までに甲の指定する方法により納入するものとする。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項で約定する必要があるとき、又はこの契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 売出人 長崎市元船町17番1号
長崎県土地開発公社
理事長 岩崎 直紀

乙 買受人

物件の表示

長崎県西彼杵郡時津町地内

所 在	地 番	区画番号	地 目	地積 (m ²)
日並郷字岩山			宅地	